

# 認可地縁団体 廿日市市大野第一区規約

2021年6月1日 廿日市市長認可施行  
2023年5月20日 改正（通常総会）  
2023年6月12日 廿日市市長認可施行

# 認可地縁団体 廿日市市大野第一区規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規約は、認可地縁団体廿日市市大野第一区が行政と協力して、区民の福祉、健康、防犯ならびに防災等の改善と向上を図るため、以下の自治活動を、民主的かつ円滑に推進することを目的として定める。

- 1) 住民相互のコミュニケーション向上に関する活動
- 2) 環境整備に関する活動
- 3) 福祉に関する活動
- 4) 健康増進に関する活動
- 5) 防犯・青少年健全育成に関する活動
- 6) 防災力向上に関する活動
- 7) 集会施設の維持管理に関する活動
- 8) その他廿日市市大野第一区自治に関する活動

### (名 称)

第2条 本会は認可地縁団体廿日市市大野第一区（以下本会）と称する。

### (区 域)

第3条 本会の区域（以下本区）は、宮島口1・2・3・4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1・2・3丁目、福面1・2・3丁目、本区内大野番地とする。

2、自治活動を円滑に推進するために、本区を4地域に分け、更に4地域を10地区に分け、それぞれの地区に複数の組を組織する。

- 1) 宮島口地域
  - ア) 宮島口1丁目および4丁目地区
  - イ) 宮島口2丁目および3丁目地区
- 2) 宮島口上地域
  - ア) 宮島口上1丁目地区
  - イ) 宮島口上2丁目地区（一部の1丁目を含む）
- 3) 宮島口東地域
  - ア) 宮島口東1丁目地区
  - イ) 宮島口東2丁目地区
  - ウ) 宮島口東3丁目地区

#### 4) 福面地域

- ア) 福面1丁目地区 (一部の2丁目を含む)
- イ) 福面2丁目地区 (本区内大野番地を含む)
- ウ) 福面3丁目地区

## 第2章 組 織

### (会 員)

第4条 本会の会員は、本区内に居住する世帯の構成者とする。

ただし世帯の構成者とは次の場合を指す。

- 1) 本区内に居住して独立の生計を営む者
- 2) 同一敷地内に居住して生活をともにしている者

### (入会および退会)

第5条 本会への入会は、本会の定める区費および防犯灯費を納入する。

2, 入会申込書を当該組長より副区長を経て区長に提出し、議決権を持つ会員となる。  
ただし、年度途中で入会するときの区費および防犯灯費は、月割りとする。

3, 本会から転居またはその他の理由により退会するときは、退会届を当該組長より副区長を経て区長に提出する。

ただし、納入済みの区費および防犯灯費は返却しない。

### (事務所)

第6条 本会の事務所は、廿日市市宮島口東二丁目12番5号

廿日市市大野東市民センター内 地域活動室に置く。

## 第3章 役員および役員の選出

### (役 員)

第7条 本会に次の役員を置く

- 1) 区長 1名
- 2) ア) 地区担当副区長 10名 (第3条の2項の各地区から1名)  
イ) 会計担当副区長 1名
- 3) 運営部会長 6名 (総務・福祉・防災・環境衛生・防犯青少年育成  
・行事推進)
- 4) 監査役 2名
- 5) 顧問 若干名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

1) 区長

区長は、役員会において副区長および副区長経験者の中から適任者を推薦し総会の承認を得て決定する。

2) 副区長

地区担当副区長は、役員会において当該地区会員の中から適任者を推薦し総会の承認を得て決定する。

会計担当副区長は、役員会において会員の中から適任者を推薦し総会の承認を得て決定する。

3) 運営部会長

運営部会長は、区長が会員の中から適任者を選出する。

ただし、副区長が兼務することができる。

4) 監査役

監査役は区長が、副区長および運営部会長ならびに副部会長を除く会員の中から推薦し、総会の承認を得て決定する。

5) 顧問

顧問は区長が、副区長および運営部会長ならびに副部会長を除く会員の中から適任者を選出する。

(役員の任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2, 役員に事故あるとき後任者の任期は前任者の残存期間とし、次期総会で承認を受けることとする。

## 第4章 役員業務

(区長の業務)

第10条 区長は本会を代表して次の業務を行う。

- 1) 本会運営部会の行事および予算執行に関する業務
- 2) 本区内の集会所の管理および運営に関する業務
- 3) 防災活動に関する業務
- 4) 本会の財産管理等資産管理に関する業務
- 5) コミュニティ推進協議会理事としての業務
- 6) 公衆衛生協議会理事としての業務
- 7) 防犯組合連合会理事および地区防犯組合長としての業務

- 8) 大野区長連合会から委嘱される業務
- 9) その他、本会の総括責任者としての業務

(副区長の業務)

第11条 副区長は担当地区の代表者として、区長の職務を補佐するとともに担当地区の自治活動について、次の業務を行う。

- 1) 区長を補佐して運営部会の行事および予算執行に関する業務
- 2) 区長を補佐して集会所の管理および運営に関する業務
- 3) 防災活動に関する業務
- 4) 区長に事故や不都合等ある時は、区長の代行者となる。  
代行者は原則、総務部会長とする。
- 5) コミュニティ推進協議会委員としての業務
- 6) 公衆衛生協議会委員としての業務
- 7) 防犯組合連合会委員および地区防犯組合副組合長としての業務
- 8) その他、自治活動に関する業務

2. 会計担当副区長の業務

- 1) 予算および決算に関する業務
- 2) 区長の命を受け、財産管理等資産管理に関する業務
- 3) その他必要な業務

(運営部会)

第12条 本会に次の部会を設け、各部会に部会長および必要に応じて副部会長を置く。

- 1) 総務部会
- 2) 防災部会
- 3) 福祉部会
- 4) 行事推進部会
- 5) 環境衛生部会
- 6) 防犯青少年育成部会

(運営部会長および副部会長の業務)

第13条 運営部会長は、部会の総括責任者として区長を補佐し、積極的に業務を推進する。

運営副部会長は、部会長と協力して業務を推進する。

2. 各運営部会は、部会活動を効果的に運営するために会員の内から活動に協力する者を部会員として委嘱する。

(監査役の業務)

第14条 監査役の業務は、次のとおりとする。

- 1) 財産の状況を監査すること。
- 2) 区長の業務執行状況を監査すること。
- 3) 財産の状況または業務の執行について法令若しくは規約に違反していることや、著しく不当な状況があると認めるときは、臨時総会開催を請求して総会に報告する。

(顧問の業務)

第15条 顧問は、一区の各種業務等について区長の諮問に応じて意見を述べるとともに、区長業務の遂行に尽力する。ただし、意思決定を行う権限は持たない。

## 第5章 組長

(組長の選出および委嘱)

第16条 組長は、毎年度末に本区内の各組から推薦された適任者1名を、新年度の組長に委嘱する。

(組長の業務)

第17条 組長は、本区内および組内の自治活動について次の業務を行う。

- 1) 組内の意見を集約して、組内および本会の諸活動に反映させる業務
- 2) 区費および防犯灯費ならびに公的募金を集金して区長に納入する業務
- 3) 本会が行う諸活動および行事に協力する業務
  - ア) 福祉、防災、防犯、コミュニティ、公衆衛生、子ども会育成の諸活動に協力する。
  - イ) 防災ファミリー運動会、夏まつり、餅つき大会などの行事に協力する。
- 4) その他、本会自治活動に協力する業務

(組長の任期)

第18条 組長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2, 組長に事故あるときは、区長は組内から推薦された後任者を、前任者の残存期間の組長として委嘱する。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第19条 本会の主な会議は、総会、役員会、各運営部会、企画推進協議会ならびに組長懇談会とする。

- 2, 会議は必要に応じて開催することができる。

3, 会議は、会議の構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

ただし、企画推進協議会および組長懇談会は意思決定の権能を有しないので、構成員の過半数未満の出席においても会議は成立する。

4, 賛否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第7章 総会

(総会の種類)

第20条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会において次の事項について報告および提案し承認を得なければならない。

- 1) 役員人事について
- 2) 事業報告および決算報告ならびに資産報告について
- 3) 事業計画案および予算案について
- 4) 区費に関する事項について
- 5) その他、自治活動を推進するうえで必要な事項について

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催しなければならない。

2, 臨時総会は、次の各号に該当するときに開催することとし、区長は請求のあった日から15日以内に臨時総会を開催しなければならない。

- 1) 組長の2分の1以上から会議の目的である事項を示して開催請求があったとき
- 2) 会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催請求があったとき
- 3) 第14条3項の規定により監査役から開催請求があったとき
- 4) その他、区長が必要と認めたとき

(総会の招集)

第24条 通常総会を招集するときは、会議の目的たる事項および内容ならびに日時と場所を示して、開会の15日前までに文書で通知しなければならない。

2, 臨時総会を招集するときは、会議の目的たる事項および内容ならびに日時と場所を示

して、開会の5日前までに文書で通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は原則として区長とする。

ただし、区長は状況に応じて役員の内から議長を指名することができる。

(総会の書面表決等)

第26条 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について書面表決することができる。

または、総会に出席する組長を代理人として表決を委任することができる。

2、前項における第19条第3項の規定については、書面表決者および表決を委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時および場所

2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者および表決委任者を含む)

3) 開催目的、審議事項および議決事項

4) 議事の経過の概要とその結果

2、議事録には、議長とその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第8章 役員会

(役員会の構成)

第28条 役員会は、区長および副区長をもって構成する。

2、監査役は、役員会に出席することができる。

3、運営部会長は、区長の要請により役員会に出席することができる。

(役員会の権能)

第29条 役員会は規約第10条および第11条に定める業務の運営について協議する。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、区長が指名するものが当たる。



## 第9章 運営部会

(各運営部会の構成)

第31条 各運営部会は、区長、副区長、運営部会長、副部会長ならびに部会員をもって構成する。

(各運営部会の権能)

第32条 各運営部会の目的とする自治活動の推進について協議し、決定事項を役員会の了解を得て実施する。

(各運営部会の議長)

第33条 各運営部会の議長は、区長が指名する。

## 第10章 企画推進協議会

(設置目的)

第34条 本会の行政協力および自治活動の諸事業を、民主的かつ円滑に推進するために企画推進協議会を設置する。

2、企画推進協議会は区長が定期的に招集し、本会の運営に関する重要事項について協議する。

(企画推進協議会の構成)

第35条 企画推進協議会は、区長、副区長、監査役ならびに区長が委嘱した次の者をもって構成する。

- 1) 民生委員・児童委員代表
- 2) 万年青会会長
- 3) 女性会会長
- 4) 子ども会会長
- 5) 体育推進協議会会長
- 6) 廿日市消防団第12分団長
- 7) 区長経験者
- 8) 各地域代表者若干名および有識者若干名とする。

地域代表は

- ア) 宮島口地域
- イ) 宮島口上地域
- ウ) 福面地域

エ) 宮島口東地域  
から各1名とする。

(企画推進協議会の権能)

第36条 企画推進協議会の協議事項は次のとおりとする。

ただし、意思決定の権能を持たないが協議事項は本会の運営に活用する。

- 1) 年度事業計画について
- 2) 年度予算および決算について
- 3) 役員について
- 4) 本区内の集会所運営について
- 5) 各種協力団体への助成について
- 6) その他重要と考えられる事項について

(任期)

第37条 企画推進協議会委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

各種団体の代表者の任期は、その在任期間とする。

有識者の任期は区長が定める。

## 第11章 組長懇談会

(組長懇談会の構成)

第38条 組長懇談会は、役員と各組長をもって構成する。

(組長懇談会の権能)

第39条 組長懇談会は「まちづくり」に関する意見および提案や地域の課題要望等について協議する。

(組長懇談会の議長)

第40条 組長懇談会の議長は、区長が指名するものが当たる。

## 第12章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、別に定める財産目録記載の資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は区長が管理する。管理方法は役員会により別途定める。

(資産の処分)

第 43 条 本会の第 41 条に該当する資産を処分することや、担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要するものとする。

(経費の支弁)

第 44 条 本会の経費は資産および収入をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 45 条 本会の事業計画および予算は、区長が作成し総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2, 年度開始後に総会が開催されるときは、区長は総会において予算が議決される日までに、前年度の予算を基準として収入および支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第 46 条 本会の事業報告および決算は、区長が事業報告書および収支決算書ならびに財産目録等として作成し、監査役の監査を受け会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 47 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

## 第 13 章 防災活動

(防災会)

第 48 条 本会防災部会のもとに「宮島口地域」「宮島口上地域」「福面地域」「宮島口東地域」の4地域に防災会を組織する。

その活動については、別途定める「廿日市市大野第一区4地域の防災会規約」によるものとする。

## 第 14 章 集会所の管理および運営

(集会所の管理および運営)

第 49 条 本区内集会所の総括管理者は区長とし、区長は本区内集会所を一括管理する者を

指名する。

(集会所の使用規則)

第 50 条 本区内集会所の使用については、別途定める「廿日市市大野第一区集会所使用規則」によるものとする。

## 第 15 章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 51 条 この規約は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を得て、廿日市市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第 52 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1) 破産手続き開始の決定
  - 2) 認可地縁団体認可の取り消し
  - 3) 総会の決議
  - 4) 構成員が相当数欠けたとき
- 2, 総会の議決に基づいて解散するには、総会出席者の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(財産の処分)

第 53 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 16 章 雑 則

(備え付け帳簿および書類)

第 54 条 本会の主たる事務所には、次の書類および帳簿を備えておかなければならない。

- 1) 規約、会員名簿および認可ならびに登記等に関する書類
- 2) 総会および役員会の議事録
- 3) 収支に関する帳簿および財産目録等資産状況を示す書類
- 4) その他必要な帳簿および書類

(委 任)

第 55 条 この規約の執行に関して必要な事項は、役員会が発議し総会の議決を経て定める。

## 付 則

- 1, この規約は、廿日市市長の認可を受けた 2021 年 6 月 1 日から施行する。
- 2, 設立初年度の事業計画および予算は、第 45 条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3, 設立初年度の会計年度は、第 47 条の規程にかかわらず、設立認可のあった日から 2022 年 3 月 31 日までとする。
- 4, 2023 年 6 月 12 日、同年 5 月 20 日に開催した通常総会において、条文の説明不足を加筆および誤字ならびに脱字を精査し改正して廿日市市長の認可を受けた。